

有害鳥獣捕獲報告アプリ導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

大山町鳥獣被害対策協議会

1 募集の概要

全国的に鳥獣による農作物等への被害が高い水準にある中、本町では、侵入防止柵等の設置に加え、捕獲従事者による有害鳥獣捕獲によって被害が徐々に抑えられている。しかし、その従事者も6割以上は60歳以上となり、罾の見回り、捕獲、運搬、埋設、行政への報告書類の提出等、狩猟者に掛かる負担の増大、後継者不足による捕獲頭数の減少及び農作物被害額の増加が懸念されている。

鳥獣捕獲業務の省力化や効率化に資する技術を導入し、持続可能な捕獲体制の推進を図っていくために公募型プロポーザル方式により当該アプリの導入を行う。

2 参加事業者の条件等

1 参加資格

(1) 参加事業者が備えるべき要件

本プロポーザルへの参加資格要件は、次のとおりとします。

次のすべてに該当すること

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (イ) 大山町の競争入札における指名停止措置を受けていない者
- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でない者
- (エ) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がない者
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼誓約書）の提出日とします。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までに、参加事業者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

2 本プロポーザルへの参加に関する留意事項

(1) 費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

(3) 著作権

参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成

者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、大山町に帰属します。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却をしません。

(5) 資料の取扱い

大山町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の範囲内であっても、大山町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(6) 無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア 参加表明書（兼誓約書）の提出時から受託事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

(7) その他

ア 大山町が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 本実施要領に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

3 本プロポーザルの実施スケジュール及び契約候補者の選定等

実施スケジュールは次のとおりとします。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行いません。

実施要領等の公表	令和7年8月20日
参加表明書（兼誓約書）の提出	令和7年8月21日から8月29日まで
参加資格確認結果通知日	令和7年9月2日
実施要領等に関する質問の受付	令和7年9月3日から9月10日まで
実施要領等に関する質問に対する回答	令和7年9月11日
提案資料の受付	令和7年9月12日から9月26日まで
審査会（書類審査）	令和7年10月1日（予定）
審査に関する結果の通知	令和7年10月3日（予定）
契約締結予定及び審査結果の公表予定	令和7年10月10日（予定）

1 実施要領等の公表

(1) 公表方法

実施要領等の資料は、大山町のホームページにおいて公表します。

(2) 資料

- ア プロポーザル実施要領……本書
- イ 要求水準書
- ウ 様式集

2 参加表明書（兼誓約書）等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を以下により提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（兼誓約書）（様式第1号）
- イ 参加要件確認書（様式第2号）
- ウ 様式第1号に記載する添付書類

(2) 受付期間 令和7年8月21日（木）から8月29日（金）午後3時まで

(3) 提出先 〒689-3111 鳥取県西伯郡大山町赤坂66
大山町鳥獣被害対策協議会（大山町役場農林水産課内）
メールアドレス：nourinsuisan@town.daisen.lg.jp

(4) 提出方法

提出書類は持参、郵送又は電子メール等により提出してください。

3 参加資格の確認

大山町は、参加表明書（兼誓約書）の提出のあった事業者が、本実施要領に記載している参加事業者が備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、当該要件を満たしていない場合には、失格とします。

参加資格確認結果については、文書で通知します。

4 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け質問ごとに参加表明者に回答します。

(1) 提出書類 質問書（様式第6号）

(2) 受付期間 令和7年9月3日（水）から9月10日（水）午後5時まで

(3) 提出方法 電子メールにより提出してください。
メールアドレス：nourinsuisan@town.daisen.lg.jp

(4) 回答期日 令和7年9月11日（木）午後5時

5 提案資料の提出

提案資料は、以下により提出してください。なお、提案数は1社につき1案に限るものとします。

(1) 提案資料

提案資料及び提出部数等は下記のとおりとする。

様式番号	提案資料	提出部数	用紙サイズ レイアウト
様式第3号	会社概要及び業務実績	原本1部	A4 縦
様式第4号	提案書	原本1部 写し5部	A4 縦
様式第8号	要求水準に関する誓約書	原本1部	A4 縦
様式第9号	要求水準回答書	原本1部 写し5部	A4 縦
任意様式	デモ用ID	報告者用 4ライセンス 管理者用 1ライセンス	

- ・ 提案資料の作成に当たっては、横書き、文字サイズを10.5ポイント以上とすること。ただし、任意様式の文字サイズにおいては指定しない。
- ・ 提案書内訳書については、両面印刷で、A4サイズ、10枚(裏表合わせて20頁)以内に収めることとする。また、レイアウトの縦・横は任意とする。具体的な記載事項については評価項目及び評価基準に沿った内容にすること。
- ・ 写しには提案者が特定できるような表示及び記載のないものとする。
- ・ 様式第9号について、原本には右上に提案者名を、写しには参加資格審査結果通知書の記載された文字列を記載すること。

(2) 受付期間 令和7年9月12日(金)から9月26日(金)午後3時まで

(3) 提出先 〒689-3111 鳥取県西伯郡大山町赤坂66

大山町鳥獣被害対策協議会(大山町役場農林水産課内)

(4) 提出方法等

ア 提案書等は持参又は郵送とする。

イ 提案書の書式

A4判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

ウ 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

- (ア) 要求水準書に基づき作成してください。
- (イ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印とします。
- (ウ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。
- (エ) 見積書（様式第5号）に記載する委託料の額は取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とします。
- (オ) 見積額が、「有害鳥獣捕獲報告アプリ導入業務 要求水準書 5 提案上限額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とします。

6 審査方法

(1) 審査及び選定

提案資料、要求水準回答書をもとに大山町鳥獣被害対策協議会有害鳥獣捕獲報告アプリ導入業務に係る公募型プロポーザル審査会において書類審査を実施します。総合的に評価し、総合評価点の高い順に順位を決定します。最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とします。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点
会社概要	会社概要及び業務実績	本事業に真摯に取り組む会社かどうか	10点
要求水準	要求水準回答（様式第9号）	適応状況に応じて評価 「適合状況」欄の回答内容によっては、提案書に記載された内容等を考慮した上で、本協議会が想定する基準を満たしていないと判断する場合は、「△」または「×」と回答したものとみなす	90点
提案書	提案書内訳書	要求水準書の内容に沿ったアプリの管理運用等が提案されているか 本協議会の実情を踏まえた実用的な提案がされているか 要求水準以外に追加提案された内容は実用的か	10点×審査委員5名
	業務実施体制	アプリ導入にあたり十分な体制が整備されているか	10点×審査委員5名
	工程表	十分な期間が割り当てられた工程表が作成されているか	10点×審査委員5名
	操作性等	アプリの操作性など本協議会の実情に合ったものか (デモ用ID等により実際の操作を行い審査する)	10点×審査委員5名
合計			300点

※ 提案書については、10段階評価で項目ごとに評価点を算出する。ただし、要求水準については回答書によって「○」3点、「△」2点、「×」0点とし算出します。

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

見積書に記載された見積額を対象として次の方法で評価点を算出します。

価格評価点＝（全提案中最低の受託希望金額（総事業費）

÷提案者が示す受託希望金額（総事業費））×50点

※最低金額を示した提案は、50点を付与します。

※ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とします。

ウ 総合評価点

提案等に関する評価（300点）、事業費（受託希望金額）に関する評価点（50点）の合計により算出します（350点満点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施します。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがあります。

ウ 審査の過程に対する問い合わせには、応じません。

エ 契約候補者は、本協議会の指示する期日までに、本件業務の見積書を大山町鳥獣被害対策協議会に提出することとします。

オ 契約相手方名、契約予定日、契約金等については、令和7年10月10日（金）を目途に大山町ホームページに掲載します。

カ 審査の経緯については、一切公表しません。また、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

7 審査結果の通知

審査結果については、電話連絡及び書面で通知します。

8 契約の方法

(1) 契約候補者と契約締結に係る交渉を行い、契約を締結する予定です。同契約の仕様書は、要求水準所及び提案資料を基に作成する予定ですが、提案内容に基づき提案した結果、使用について変更することがあります。その際は、提案時の見積額から契約額が変更となる場合があります。

(2) 契約候補者と契約締結に係る交渉を行い、合意に至らない場合は、合意に至るまで次順位の者を繰り上げてその者を契約候補者として契約の締結交渉を行います。

9 参加辞退

参加表明書（兼誓約書）の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を提出してください。

10 プロポーザルの中止

プロポーザルを公正に実施することが出来ないと認められるときには、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることがあります。

4 事務局

本プロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

大山町鳥獣被害対策協議会

（大山町農林水産課内）

〒689-3111 鳥取県西伯郡大山町赤坂6番地

電話：0858-58-6116

Eメールアドレス：nourinsuisan@town.daisen.lg.jp